

事務連絡
令和3年1月12日

居宅介護支援事業所 各位

八幡浜市保健センター所長

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いについて（周知）

平素より本市の介護保険事業の円滑な運営にご協力を賜り、誠に有難うございます。
市内では8日の県発表時点で6名の方の感染が確認されており、いつ誰が感染してもお
かしくない状況です。各事業所においても感染防止対策に努めるとともに、利用者に対し
て適切な対応を行い、生活に必要なサービスを確保する必要があります。

標記について、感染拡大防止の観点から、臨時的な取扱いが認められており、本市にお
いても同様の取扱いとしています。改めて周知しますので、再度ご確認のうえ、ご対応い
ただきますようお願いいたします。

記

（居宅介護支援のサービス担当者会議について）

・感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外
での開催や電話・メールなどを活用するなど、柔軟な対応が可能。

（居宅介護支援のモニタリングについて）

・感染拡大防止の観点から、利用者の事情等により、利用者の居宅を訪問できない等、や
むを得ない理由がある場合については、月1回以上の実施ができない場合についても、柔
軟な取扱いが可能。

※市ホームページにも新型コロナウイルス関連情報を掲載しています。

<http://www.city.yawahama.ehime.jp/docs/2020031000020/>

〒796-0010
愛媛県八幡浜市松柏乙 1101 番地
八幡浜市保健福祉総合センター 内
八幡浜市 市民福祉部
保健センター 介護認定係
TEL 0894-24-6628 FAX 0894-24-6652
【緊急時（夜間・休日等）の連絡先】
TEL 0894-22-3111（八幡浜市役所代表番号）